令和〇年（少）第〇号　殺人、殺人未遂保護事件

　　　　　　　　　　　　　意　見　書

令和　年　月　日

福岡家庭裁判所　御中

少年　〇〇　〇　〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　付添人弁護士　福岡　九州男

　少年に対する殺人及び殺人未遂保護事件について、付添人の意見は以下のとおりである。

第１　付添人の意見

　　　少年について、刑事処分は不相当であり、保護処分が相当である。

その上で、少年を第一種少年院送致に付すことが相当である。

第２　非行事実について

　１　本件非行は、経済的にも精神的にも問題を抱えていた少年が、突発的に少年の夫の腹部を突き刺し、少年の夫が死亡したと思い込み、夫なしでは生きていけないと考え、少年の子の腹部を複数回刺して殺害し、自らも練炭自殺を試みたというものである。少年の非行事実について、特に争いはない。

　２　本件非行事実の具体的内容

1. 本件非行事実の背景

　少年と少年の夫とは、少年の夫の過度の飲酒や束縛等を理由に頻繁に夫婦喧嘩が起きていたが、その際、少年は情緒不安定となり、衝動的な行為に及ぶという行為を繰り返していた。喧嘩の際にテレビが壊れたり、少年が自分の頭を壁に打ち付けたりするなど、かなり激しい喧嘩となっていた。

　このような激しい喧嘩となっていた理由として、少年はその生育歴などから対人関係の対処が非常に未熟であり、依存性と攻撃性との相反する感情が同居することで葛藤を抱えやすかったという点があり、最も大切な人だと当時感じていた少年の夫の関心を得るために、極端な行動をとるということを繰り返していた。

この点、少年の父親に精神疾患があったことや、実際に精神科を受診して精神障害の診断を受け、通院し服薬治療を受けていたことなどから、このような激しい喧嘩となる原因については、精神疾患にあると少年自身も周囲もとらえていた。

1. 本件非行の直前の経過

　事件前日、少年と少年の夫は、友人らと食事をし、カラオケに行ったりしたが、少年と少年の夫は記憶が一部なくなるほど過度に飲酒をしていた。

その後、少年らは、自宅に帰ったが、令和〇年〇月〇日深夜〇時頃、少年は、少年の夫の携帯電話に、女性と少年の夫が腕を組んで映っている写真があることを発見した。

　少年は、これまで職場の飲み会と言って昼まで帰宅しなかったことがあること、少年の夫がその写真が撮影された飲み会に、どうしても参加したいと言っていたことから少年の夫の浮気を疑い、一方で自分に対しては男性と連絡をとることすら制限していることについて、少年の夫を問い詰めた。

　しかし、泥酔していた少年の夫は、面倒臭そうな態度をとって、少年の質問にまともに答えることはなかった。

少年としては、浮気を疑いつつも、少年の夫から弁解があることを期待していたが、そのような説明・弁解が一切なかったため、本当に浮気をしているのではないかと思うようになる一方、にもかかわらず弁解してきたりちゃんと謝罪してきたりしないというのは、少年の夫と完全に別れる＝大切な存在である少年の夫を失う、ということになるのではないかと思うようになった。

そのため、少年は少年の夫のことが許せないという攻撃性と、少年の夫を失いたくない・浮気を否定してもらいたいという依存性とで葛藤するような心理状態となり、仕事の資料を破ったり、職場に架電し「浮気しているので仕事に行かせたくない」などと言ったりするなど、攻撃的な行動をとった。

　ところが、このような極端な行為に出ても、少年の夫はなんらの反応も示さず、少年は、少年の夫のことが許せないという気持ちが高まっていった。

1. 本件非行について

　少年は、少年の夫と会話を続けていたが、その内容も少年の期待する弁解なり謝罪なりではなかった。

　そこで、少年が、少年の夫の関心を引くために、机に頭を打ちつけると、ようやく「やめなよ」という程度の反応はあったが、その後は、少年の夫からはほとんど反応はなかった。

そのため、少年は、かっとなり、突発的に少年の夫の腹部を刺した。少年の夫の傷は、浅かったが、少年の夫は泥酔していたため、意識を失った。

少年は、少年の夫が意識を失ったのを見て、「夫を殺してしまった。夫なしでは、生きていけない。」と思い、少年の子の腹部を複数回刺して、殺害し、少年は、自らも部屋で練炭による自殺を図った。

　３　非行事実そのものの評価について

　　　実際に死の結果が生じてしまった少年の子との関係では、その直前との少年の夫とのやりとりや少年の夫が死亡したと勘違いをし、少年は強い焦燥感から半ばパニック状態に陥っていたのであり、少年が全く意図しない形で生じてしまった死の結果であったといえる。

　　　もちろん、このような非行に及んでしまったことについては責任非難を免れないところではあるが、少年のもともとの人格・特質の影響から、強い焦燥感に苛まれ、パニックのような状態になっていたために起こった悲劇的な結果でもあって、その責任非難の程度は相当に軽減されるであろうし、要保護性という観点からも、そこまで強い要保護性が認められるわけではない。

第３　保護不能ではないこと

　１　矯正可能性

1. 本件非行の背景

ア　少年が両親から適切な監護を受けられなかったこと

　本件非行の背景には親の適切な監護をうけられないまま成育したために、対人関係を中心とした問題を抱えた少年に対し、多大な社会生活上の負担が生じていたという事情がある。

すなわち、少年の父親は、少年に対して、過大な期待を寄せており、その期待に応えなければ、日常的に身体的、精神的虐待を行っていた。そのため、少年は、高校生になったころから、家出を繰り返すようになった。その後、少年は、一人暮らしを始め、その間に万引きの非行があったが、これ以上の大きな逸脱をすることなく、なんとか社会生活を送っていた。

少年は、多くの人間にとって、対人関係の基礎となる両親との関係において、確たる信頼関係を築くことができなかった。そのため、少年は、常に「自分はありのままでは人に受け入れてもらえない。」という不安感を有しており、「自分を飾る」必要があると感じ、情緒的接触を避けるなど抑制的に振る舞っていた。一方で、自分に対して愛情を感じていると言ってくれる相手や情緒的な繋がりを持とうとする相手に対しては、過度に依存する一方で敵意や不安感情も持つという葛藤状況に陥ることを繰り返した。

このように少年は、大きく逸脱せずに事実上１人で生活していくという一面では成長した部分を持ちつつ、対人関係等では非常に未熟な部分を残すというバランスの悪い成長経過を辿ってきた。

　　 イ　少年は精神疾患に罹患していたこと

少年は、高卒の資格をとりたい、就業したいという意欲も持っていたため、令和〇年〇月からは、通信制の高校に進学した。

そのころから、少年は、交際男性との関係から情緒不安定に陥ることが多くなり、精神科を受診することとなり、双極性障害との診断名を受けて通院治療をするようになった

　　ウ　少年が夫との関係に悩んでいたこと

少年は、現在の夫に出会い、夫が自分に好意を示してくれることから、交際を始めた。少年は、妊娠したことをきっかけに、夫と結婚し、令和〇年〇月〇日に長女が出生した。

少年は、初めての子育てをしながら、結婚生活を行っていたが、夫は、就業しておらず、家族の将来を見越して預貯金等について考えるなど、なんらの配慮をすることはなかった。夫は成人しているが、夫、父親としての社会生活上の責任を負うという認識は薄かった。飲酒をすると、暴力的になったり、過去の非行について自慢げに話したりするなど、少年には理解ができない行為をすることが多かった。また、夫は、少年に対して、男性の連絡先を消去させる、男性とのSNSのやりとりすら禁じるなど、過度の行動の制限等を課していた。

このころ少年は、初めての育児、就学、夫との生活を軌道に乗せるという多くの課題を抱えており、しばしば精神的に不安定な状態となっていた。その原因について、周辺及び少年本人は、夫の具体的行為や、少年の精神疾患に起因するものと考えていたために、少年が、自己を振り返って、行動や情を抑制するという機会を得ることはできなかった。

夫との関係は、不安定なものであったが、このことが、夫との関係を自分にとって最も重要なものであるととらえていた少年の精神状態に、多大な影響を及ぼしていた。例えば、少年は、飲酒した夫に首を絞められるという衝撃的な体験の後、安定剤の大量服用によって入院している。

夫とのいさかいは、前述のように暴力的な行為に発展するような状況もあり、少年は何度か離婚を考えたが、少年本人の認識では、唯一本来の少年自身でいることができる夫との関係に執着していたために、離婚をするという決断には至らなかった。

　　エ　小結

以上のとおり、少年は、両親から十分な監護を受けることができず、未成熟なまま、社会生活を送らなければならない状況にあって、精神疾患に罹患し、夫との関係にも悩んでいた。もともと、少年は、家事や育児等を並行して行うことは不得手であったにもかかわらず、成人にとっても負担の大きい多くの役割を、他人に評価されるようにこなさなければならないというプレッシャーに常にさらされていた。

その上、少年と、少年の両親との間には、十分な信頼関係が築かれておらず、また、少年自身が、被虐待経験から、極端に自己評価が低いために、他人との関係を積極的に構築することを避け、また、その能力が培われなかったため、悩みを打ち明けることができる第三者はいなかった。

したがって、今回の事件は、未熟な少年に、様々な過大な負担が生じている中で生じた不幸な事件であり、その原因としては、少年自身の責任ではなく、対人関係の構築における未熟性が関連していたものである。

1. 年齢・性格

　少年は、１９歳であるが、対人関係の面では、非常に未熟な面を残している。これは、対人関係の基本となる、親との信頼関係を構築することが困難であったことに起因するのであり、少年の責任ということはできない。

　少年は、初めての育児、通学、家庭生活の維持等、少年の生活上、常に大きな負担が生じていたことにより、感情の起伏の幅は大きく、また、夫に大きく依存していたが、一方で夫も未熟であることが悩みを大きくしていた。少年は、少年にとって最も大切であると感じていた夫との関係で、感情が爆発するような経験を多くしている。

　少年は、医師から双極性障害との診断を受け、通院して投薬治療も受けていたこと等から、それらの感情の起伏については、精神疾患によるものと本人も周囲も捉えており、本人自身の性格や資質の問題であるとして本人が内省を深めるなどする機会は得ることができなかった。

　このことは、本人自身の責任ではなく、もともとの生活環境の負担の大きさ、少年には精神障害の素因があるという事実、医療機関でも疾患として対応されていたという事実からこのような対応となったものである。

　少年の性格は、基本的には素直な性格であり、何かを学ぼうという意欲は高い。中学校で不登校になった後も、高卒の資格を取ろうと自ら決意し、実際に、初めての子育てをしながら就学していた。むしろ、結婚を契機に、勉強には、意欲的に取り組んでいた。

　本件非行後、自分のこれまでの行動や物の考え方、特に、夫との関係を最も重要だと考えてしまうことの問題性について気づき、改善の方法を模索し始めたが、本件非行前には、そもそも自身の抱える問題点自体が本人にも周囲にも理解・把握されておらず、これを克服・対応していくための方策も何らとられていなかったのである。

　少年は、まさに、成長の途上にあるのであり、１９歳という年齢から、形式的に、矯正可能性がないと評価することはできない。

1. 成長の可能性

　今回、鑑定を経たことにより、本人の抱える問題がいわゆる狭義の精神疾患ではなく、少年自身の性格や資質の問題であるということが本人にも家族ら周囲にも明らかになった。

　これにより、今後は少年が抱える問題に対応する形で、これを克服していくための方策を本人や周囲がとっていくことが可能となった。

鑑定のための入院期間中においても、患者らと接する中で、自分のこれまでの行動や考え方を振り返る機会を持った様子であり、今回の鑑定結果も踏まえ、これまでの行動についてさらに内省を深めている。

このように、少年にはすでに変化が生じてきているのであり、可塑性は十分にあり、少年が抱えている問題を克服し、成長していく可能性は十分にある。

今回の事件で、自己の行為により、愛する長女を失ったことを実感として受け止めきれていない様子も見受けられるが、これは、このような状況に置かれた人間の、むしろ当然の反応であり、少年に反省がないなどという評価にはつながらない。

今後は、少年の支えになる第三者の関与を得ながら、少しずつ、事実を受け止め、反省を深めるということが必要である。

この点、少年の両親が手を差し伸べていること、また、それでも心配してくれる友人がいることを知ったことから、少年は、少年の夫以外との人間関係を構築しようという積極的な意欲を持つに至り、このことが、特に対人関係が未熟な少年を大きく成長させることは疑いない。

1. 環境

　少年の父親の病状は、現在落ち着いている。少年がある程度成長したこともあり、一定程度の意思疎通が可能な状況となっている。また、今回の事件をきっかけに、母親が、父親と少年との意思疎通を手伝うという役割を担うようになった。少年の両親の少年の更生に協力したいという意欲は強い。本来、少年と両親との間に構築されるべきであった信頼関係を、再度構築する機会が訪れているとも評価しえる。

　また、このような事件を起こしたにもかかわらず、いたわってくれる友人もいる。少年は、これまで、自分が弱いところ、未熟なところを見せたら、人は自分との関係を断つかもしれないと考えていたため、「自分を飾って」人と接してきた。しかし、今回の事件を起こした後もなお、自分に寄り添ってくれる友人がいたと初めて気づき、今後は、本当の友人関係を築いていきたいと考えるに至っている。

今後、少年は、両親や友人のサポート、及び、医療機関のサポートを受けることができる。少年の更生をはかっていくことは十分可能である。

1. 小括

　以上のとおりであり、少年には保護処分によって矯正改善していく見込みが十分にあるのであり、保護不能ではないことは明らかである。

第４　保護不適ではないこと

　１　本件は、非行罪名としては殺人であり、いわゆる原則逆送事件にあたる。

　　　しかし、以下述べるとおり、本件は事案の性質や社会感情、被害感情等から考えても保護処分で対処するのが相当なのであって、いわゆる保護不適ではなく、刑事処分を課すべきではない。

　２　事案の性質

　　　本件事案の性質については、すでに第２項で詳述したとおりである。

　　　生じた結果としては、死の結果という最も重い結果が生じてはいるが、経済的・精神的にも追い詰められたうえの非行であり、突発的であった点を考慮すべきである。

　３　社会感情について

　　　本件は、被害者らも少年の家族であり、社会感情としても保護処分を許さないというような事案ではない。

　４　被害感情について

　　　本件では、少年の長女が亡くなっているが、少年の長女自身が本件事案について母親の刑事処分を望むとは思えないし、少年の夫や少年の夫の両親についても、あえて重い処分を希望しているわけでもない。

　　　むしろ、少年の夫は、少年が長女をかわいがっていたことを近くで見てきており、少年自身が今後抱えていくことになるであろう辛さや自責の念を理解している。

　　　いずれにせよ、被害感情の観点から刑事処分を選択しなければならない事情は存在しない。

　５　その他の事情

　　　本件では、少年は加害者でもあり、被害者遺族でもある。

　　　自身が大切にしてきた長女を、自分のせいで死なせてしまったという事実は、少年にはあまりに重い事実であり、これを一生背負っていくこと自体が、少年に科せられた重い罰であるといえる。

　　　これに加えて、矯正教育とは別に、あえて刑事処分という罰を少年に与えなければならない必然性はないはずである。

　６　小括

　　　以上のとおりであり、本件では事案の性質、社会感情、被害感情等から保護処分で対処するのが不相当な場合には当たらず、いわゆる保護不適ではない。

第５　結論

以上から、刑事処分は不相当であり、保護処分が相当である。

なお、保護処分の内容としては、少年の要保護性はそれほど高いとは評価できず、少年自身の問題点の把握・解消を図っていくために施設内での矯正教育が一定程度必要であるとしても、長期間にわたる徹底した矯正教育が必要なのではなく、むしろ一定期間矯正教育を受けた後は、本件非行について、感情的な受け止めを適切に促すことは複数の多面的な支援体制がある社会内で進めることがより適切であることから、少年の処分については、第一種少年院送致とすることが相当である。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上